

2025 年度愛知県食の安全・安心推進協議会

2025 年 7 月 30 日（水）

午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

愛知県庁本庁舎 正庁（6 階）

1 開 会

○ 大橋課長補佐（生活衛生課）

ただ今から、2025 年度愛知県食の安全・安心推進協議会を開催させていただきます。当協議会の設置については「愛知県食の安全・安心推進本部設置要領」において定められております。会議の開催にあたり、推進本部本部員であります、保健医療局 長谷川局長から挨拶を申し上げます。

2 挨 拶

○ 長谷川保健医療局長

失礼いたします。会議の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日は、委員の皆様方には、お忙しいところ御出席いただきありがとうございます。また、日頃から、本県の食品安全行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、当協議会は、2003 年に愛知県における食の安全対策について、県民各界の意見・提言を受けて施策に反映させ、効果的かつ円滑に施策を推進するために設置された会議であります。委員の皆様には、本県の食の安全・安心に関する取組みに対し、御意見、御提言を賜り、本協議会をより効果的なものとして参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議では、あいち食の安全・安心推進アクションプランに基づき策定しました 2024 年度計画の進捗状況等について御説明させていただきます、御意見を賜ることとしております。また、併せて、機能性表示食品の制度改正につきまして、御説明させていただくこととしております。本県といたしましては、引き続き、食の安全・安心の確保に向けて、関係各部署が一丸となって取り組んでまいりますので、今後とも皆様方の御理解・御協力を頂きますよう重ねてお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○ 大橋課長補佐（生活衛生課）

ありがとうございました。なお、当協議会につきましては、「推進協議会設置要領第 7」に基づき、原則、公開としております。それでは、会議に先立ちまして、協議会の委員の皆様方を御紹介させていただくところでございますが、時間の都合上、お配りしております資料 1-1 「推進協議会委員名簿」により紹介に代えさせていただきます。なお、中日新聞編集局生活部長 大橋洋一郎様におかれましては、職場の異動により 2025 年 6 月 30 日付けで委員を退任されております。また、愛知県地域婦人団体連絡協議会書記 倉元須麻子様、愛知県青果物卸売市場協会副会長 高橋伸育様、一般社団法人愛知県食品衛生協会会長 則竹伸也様、愛知県漁業協同組合連合会代表理事常務 間瀬堅一様におかれましては、本日、御都合により欠席されております。生活協同組合コープあいち副理事長 横田典子様におかれましては、到着が遅れております。

次に推進本部幹事会を構成する各幹事を紹介させていただくところですが、こちらについても時間の

都合上、お配りしております資料1-2「推進本部幹事会名簿」により紹介に代えさせていただきます。

3 議 題

○ 大橋課長補佐（生活衛生課）

では、議題に移りたいと思います。議題（１）「会長選出について」です。本協議会委員の任期は、「推進協議会設置要領第4・1項」により2年間となっております。本日は、3月1日の改選後、初めての会議であり、当協議会の会長及び副会長が定まっております。この選出については、「推進協議会設置要領第5」に基づきまして、互選により会長及び副会長を1名ずつ定めることとしています。事務局からは、学識経験者であります廣井委員を会長に推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員に御異存がないようですので、廣井委員に会長をお願いしたいと思います。早速ですが、廣井委員には、正面の会長席に移動をお願いします。廣井会長から、御挨拶をいただきまして、引き続き、議事の取り回しをお願いします。それでは、廣井会長よろしく願いいたします。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

2025年度会議の開催にあたり、一言御挨拶申し上げます。

愛知県食の安全・安心推進協議会の会長を務めることとなりました、至学館大学健康科学部栄養科学科の廣井です。よろしくお願いいたします。

食の安全は、県民にとって、安心して暮らしていく上で、大変重要な課題であることは言うまでもなく、食品関係業者、消費者及び行政が、適切に情報交換を行いながら協働し、正しい知識が普及されることにより、県民の食の安全・安心が確保されるものと考えております。

愛知県においては、本日の議題となっております、アクションプランに位置付けた施策を今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、昨年の食の安全・安心に係る大きな話題でありました、紅麹を原料としたサプリメントによる健康被害を受けての「機能性表示食品の制度改正」についても、本日報告していただけるということで、貴重な情報交換の場になるかと思います。

本協議会といたしましても、食の安全・安心に関する状況の変化に対応し、また、今後をしっかりと見据えたアクションプランとなりますよう、委員の皆様方の御協力を得まして、建設的な意見・提言をしていきたいと考えておりますので、活発な御審議をよろしくお願いいたします。

それでは、議題（２）「副会長選出について」ですが、私は、これまで、副会長を務めておられた平児委員を副会長に推薦したいと思います。いかがでしょうか。

各委員に御異存がないようですので、平児委員に副会長をお願いしたいと思います。平児委員には、正面の副会長席に移動をお願いします。それでは、平児副会長から、一言御挨拶をいただきたいと思います。

○ 平児副会長（名城大学准教授）

副会長を拝命しました、名城大学農学部にも所属しております平児と申します。私の専攻は、農業経済学でございます。製品の安全・安心については世間でもよく言われますが、農学科では生産現場における安

全・安心の取組について教育しており、学生たちに GAP 指導員などの資格を取得させる等しています。私自身も数年前に取得しましたが、その際にテキストを読むと様々な気付きがありました。今回の会議も、自身の立場、専門からだどうしても視点が集中しがちで、それはスペシャリストとして仕方がないことですが、立ち位置を変えると物の見方がある、自分の問題意識の立ち位置と繋がってるものが見えてくる、といったことがありますので、なかなか難しい部分もありますが、周りの分野で起きていること、関心事に耳を傾けながら情報収集して、情報共有できればと思います。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

平児副会長ありがとうございました。

つづきまして、議題（３）「あいち食の安全・安心推進アクションプランの 2024 年度計画の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

○ 大橋課長補佐（生活衛生課）

資料 3-1 及び 3-2 に基づき説明。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

説明ありがとうございました。この報告に対して、事務局から事前に、委員の皆様にご意見・御質問を募っていましたが、何かございましたでしょうか。

○ 大橋課長補佐（生活衛生課）

はい。今年度から、委員の皆様にご事前に報告資料をお送りし、御意見・御質問を募りましたところ、山崎委員から御質問が 1 点、村上委員から御意見が 3 点、則竹委員から 1 点御意見がございました。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

では、まず山崎委員から御質問いただけますでしょうか。

○ 山崎委員（愛知県生活学校運動推進協議会幹事）

愛知県生活学校の山崎と申します。昨年も今年も猛暑に見舞われまして、食の安全・安心に関係があると思いますが、計画の進捗状況に影響はありますでしょうか。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

山崎委員、ありがとうございます。これに対し、事務局から説明をお願いします。

○ 大橋課長補佐（生活衛生課）

この御質問につきましては、事務局から回答させていただきます。猛暑がアクションプランに及ぼす影響につきまして、関係各課に照会したところ、本日所要により欠席しておりますが、保健体育課が管轄するアクション 18 の目標「学校給食において地域の産物を活用する割合」において、猛暑による野菜等の価格上昇により目標未達となったと回答がありました。

また、生活衛生課食品衛生・監視グループから、食中毒の発生状況について御説明します。

○ 安達主査（生活衛生課）

猛暑が及ぼす影響として、細菌性食中毒の増加の可能性が挙げられます。昨年及び本年の現時点において、夏場の食中毒が激増したということはございませんが、気温の上昇に伴い、食中毒が発生しやすい状況にはなっていると思います。引き続き、食品等事業者や県民に対して広く注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

説明ありがとうございます。これに対し、山崎委員から御質問等ございますでしょうか。

○ 山崎委員（愛知県生活学校運動推進協議会幹事）

ありがとうございます。宅配便などを利用していると、アイスクリームが溶けて柔らかくなっているだとか野菜の端の方が少し傷んでいるだとかあるので、輸送にも気を遣われているのではないかと思いますのですが、そういった点はいかがでしょうか。

○ 大橋課長補佐（生活衛生課）

輸送につきましては、輸送を頼む方と輸送業者との契約で温度管理等の衛生の担保しており、保健所からその衛生管理についての指導は現状あまり行っておりません。たしかにおっしゃるように、輸送での温度の影響というのはあると思いますので、どちらかと言うと今現在できる取り組みとしては、消費者が届いたものをできるだけ早く取りに行ったり、速やかに冷蔵庫等に入れるといったことを啓発していきたいと思います。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

では、続いて、村上委員から御意見3点についてお聞かせいただけますでしょうか。

○ 村上委員（愛知県農業協同組合中央会常務理事）

JA 愛知中央会の村上でございます。まずアクション1「環境と安全に配慮した農業の推進」のGAPですが、今回目標の80%は達成したとのことですが、100%に近づけていくことが大事だと思っています。農業者へのGAP手法の普及に向けては、JA営農指導員と県普及指導員とが連携した指導・取組支援が必要であると考えておりますので、県におかれましては、引き続きJAとの連携強化のほどよろしくお願いいたします。

続きまして2点目が、アクション5「農薬の適正な販売・使用による安全な農産物の生産」ですが、農薬の適正使用の徹底に向けては、JAグループとしても注意喚起を継続的に実施してまいりますので、GAP同様、連携強化のほどよろしくお願いいたします。

3点目は、アクション9「食品等事業者の自主管理の推進」の食品衛生責任者養成講習会についてですが、これは対面とEラーニングによって開催されていますが、JAの職員でもEラーニングで受講できることを知らない者が多かったです。食品衛生責任者数を増やしていくという目標を立てるなら、Eラー

ニング開催の認知向上が重要になってくると考えております。本会といたしましても組合員・JA への周知を深めてまいりますので、担当部署に置かれましては改めての周知活動の強化をお願いいたします。また、E ラーニング受講料への補助も併せてご検討いただけますと幸いです。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

村上委員、ありがとうございました。御意見に対し、事務局から説明をお願いします。

○ 大橋課長補佐（生活衛生課）

御意見の1点目及び2点目については、業務を所管しております農業経営課からコメントをいただきたいと思います。

○ 荻野室長（農業経営課）

村上委員から御意見いただきました GAP の推進及び農薬の適正使用に関しましては、農家の方に御理解いただくことが重要になってくるかと思います。そのために県としては、現場に農業改良普及指導員がおりますので、現場の JA の方と協力しながら適正使用や GAP でのしっかりとした記帳等を指導していきたいと考えております。

○ 大橋課長補佐（生活衛生課）

御意見の3点目については、生活衛生課が所管しております。食品衛生責任者養成講習会には、都道府県知事等が実施する講習会と都道府県知事等が認める外部の講習会があります。愛知県では、県知事が実施する講習会として、愛知県食品衛生協会に委託して、対面方式での講習会を実施しているところです。また、県知事が認める外部の講習会として、同じく愛知県食品衛生協会が実施するEラーニング方式を認定しております。どちらも同じ団体が実施しているため紛らわしくなっているのですが、アクションプランはあくまで県の取り組みを挙げておりますので、アクション9における食品衛生責任者講習会は、県知事が実施する対面方式の講習会での数字のみ挙げております。ただし、御意見いただきましたとおり、食品衛生責任者の資格を取得したい方に対して様々な手段を提供するという意味でEラーニング方式の活用は重要と考えております。現状、Eラーニング方式は、愛知県食品衛生協会の独自事業となっておりますので、行政から積極的に周知するというのは難しい部分があるのかなと思っていますが、引き続き愛知県食品衛生協会と連携して食品衛生責任者の養成を進めていきたいと考えております。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

今のコメントを受けて村上委員から追加でなにかございませんでしょうか。

では、最後に則竹委員からの御意見ですが、本日は欠席されておりますので、事務局から代読とコメントをお願いします。

○ 大橋課長補佐（生活衛生課）

いただいた御意見を代読します。

“前年の報告でもアクション9「食品事業者等の自主管理の推進」は事業目標の「責任者の養成人数」実績が計画届かず「評価『C』」となっていたが、食品衛生責任者はそもそも、食品衛生法に基づき、許可業種、届出業種はすべて設置されなければならないものであると認識している。食品衛生行政担当が目標とした数値に達していないなら、責任者設置義務がある施設に未設置の施設が多数あることを意味しているのではないか。この目標の計画数は、どのような根拠に基づいて算出されているのか。また、「食の安全・安心」を推進するプランであるなら、「食品衛生責任者の養成事業」ではなく、各食品関係営業施設に設置されている「食品衛生責任者」の実務講習会の受講率を目標に掲げ、衛生意識の向上、知識習得の充実を図ってこそ、本県の「食の安全・安心」が推進され则认为るがいかか。”でございます。

これについて回答させていただきます。まず、食品衛生責任者の養成に関する計画数についてですが、2021年度にアクションプランを改訂した際に、当時の実績を参考に設定した数値目標となっております。その後、新型コロナウイルス感染症の流行以降、新たに食品衛生責任者の資格を取得して食品営業施設を始めたいという方が減少傾向にありまして、未だに元の水準まで回復しきっていないというのが目標未達の主な原因と思っております。また、先ほどの話にありましたEラーニング方式に受講者が一部流れていることも原因の一つと思われます。

続きまして食品衛生責任者実務講習会についてですが、こちらは既に食品衛生責任者の資格を取得している方が、知識のアップデートを図るために受講する講習会です。法律上は「定期的に受講すること」という位置付けになっており、地域によって開催頻度に多少ばらつきがあるため目標数値を設定しづらくなっております。ただ、御指摘いただきましたとおり、実務講習会の受講は自主管理の推進に重要と考えておりますので、アクションプランの改訂の際に、いただいた御意見を参考に検討したいと思います。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

説明ありがとうございました。

ではその他に、2024年度あいち食の安全・安心推進アクションプランの進捗状況についての御質問・御意見等はございませんでしょうか。

○ 早川委員（愛知食品産業振興協会会長）

アクション18の目標「学校給食において地域の産物を活用する割合」や事業の内容で県内産米飯や県内産米粉パンの活用について挙げられていますが、令和9年3学期にはパンに使用する外国産小麦粉を全て国内産小麦粉に変更すると伺っておりますので、あえて米飯を計画に挙げる意味が薄くなると思われます。計画改訂の際は見直しをお願いします。

○ 大橋課長補佐（生活衛生課）

アクション18は保健体育課が担当しておりますが、本日欠席されておりますので、事務局から御意見を伝えさせていただきます。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

その他に御意見のある方はみえますでしょうか。

○ 衣川委員（公募委員）

公募委員の衣川です。私は愛知県食生活改善推進員協議会の会長を務めています。アクション 17 の目標「食育推進ボランティアから食育を学んだ人数」が目標 12 万人に対して実績 6.8 万人となっていますが、食生活改善推進員協議会の実績は、減少してはいるものの半減まではしていません。食育推進ボランティアの人数の推移はどのようになっていますか。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

いただいた御質問に対して、事務局からはいかがでしょう。

○ 大橋課長補佐（生活衛生課）

アクション 17 を担当する食育消費流通課から回答いただけますでしょうか。

○ 鈴木課長補佐（食育消費流通課）

食育推進ボランティアの人数の推移として、2019 年は 1004 名、2020 年は 973 名、2021 年は 1046 名、2022 年は 990 名、2023 年は 993 名、2024 年は 943 名と、人数が大きく減少したというわけではありませんが、活動実績にはやはり新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったと感じております。特に、高齢のボランティアの方や、個人で活動してみえた方については、新型コロナウイルス感染症の流行を機に活動を辞められた方も多いいった状況でございます。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

ありがとうございます。衣川委員からはいかがでしょう。

○ 衣川委員（公募委員）

御説明ありがとうございます。私どもとしては、新型コロナウイルス感染症流行前の水準に活動は戻ってきている手ごたえを感じておりますが、食生活改善推進員以外の他の食育推進ボランティアの方はなかなか新型コロナウイルス感染症流行前の活動に戻っていないということでしょうか。

○ 鈴木課長補佐（食育消費流通課）

おっしゃるとおりです。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

その他に御質問等がございますでしょうか。

では、御意見も出尽くしたようですので、議題（3）「あいち食の安全・安心推進アクションプランの 2024 年度進捗状況について」は以上とさせていただきます。

3 報 告

○ 廣井会長（至学館大学教授）

それでは、次第 3 の報告事項に移りたいと思います。「機能性表示食品の制度改正」について事務局か

ら説明をお願いします。

○ 大橋課長補佐（生活衛生課）

資料4に基づき説明。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

説明ありがとうございました。これに対して、ご質問等ございますでしょうか。

では、質問はないようですので、次に移りたいと思います。

4 そ の 他

○ 廣井会長（至学館大学教授）

4のその他について、事務局から何かありますでしょうか。

○ 大橋課長補佐（生活衛生課）

事務局から1点説明させていただきます。あいち食の安全・安心推進アクションプランについては、前回の改訂から4年が経ち、食の安全・安心を取り巻く社会情勢が変化したこと、並びに県が掲げるあいち行革プラン2025において、県における計画策定等の見直しを挙げていること等から、プランの見直しを行う予定です。見直しの方向性としてしましては、県の施策が県民の食の安全・安心に与える影響がより分かりやすい目標を、少し数を絞って設定することを考えております。つきましては、来月以降、委員の皆様にはアクションプランの改訂について御意見を募り、また関係各課におかれましては、アクションプランの見直しについて照会することとなりますので御承知おきください。

なお、アクションプランの改訂は2026年3月を見込んでおり、今年度は2～3月頃に2025年度第2回愛知県食の安全・安心推進協議会を書面にて開催し、改訂アクションプランについて報告する予定です。よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

説明ありがとうございました。これに対して、ご質問等ございますでしょうか。

5 閉 会

○ 廣井会長（至学館大学教授）

では、最後に副会長の平児先生から一言いただいてもよろしいでしょうか。

○ 平児副会長（名城大学准教授）

今回の協議会の資料を読み返して、身につまされたのが、報告事項 機能性表示食品の制度改正についての資料4の3の（3）にある「消費者に分かりやすいように」という表現です。

あいち食の安全・安心推進アクションプランは、前半に生産者、製造者等のサプライヤーに対する監視・指導等について盛り込んでいると思います。それが、今度サプライヤー側の情報が消費者に伝わっているか、経済学では情報の非対称性、不完全性などと言いますが、特に不完全性、サプライヤーが開示し

た情報を消費者が正しく理解しているか、ある部分だけを捉えて誤解していないか、こういった問題を解消するには消費者教育が重要になってくるのではと感じました。なかなか難しいことではありますが、サプライヤーが情報をちゃんと開示し、正しく伝える努力も必要ですし、消費者側も正しく受け取れるよう、今後もそういった視点で問題提起していけるようにしていきたいなと感じました。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

では、以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。最後に協議会会長といたしまして御礼とお願いを申し上げます。協議会委員各位におかれましては、大変お忙しい中、また暑い中、協議会に御出席いただき、数々の有益な御意見・提言を頂きましたことを厚く御礼申し上げます。県におきましては、本日各委員から出された意見・提言を踏まえ、適宜、今後の取組に反映していただくようお願いいたします。

また、引き続き、アクションプランに沿って取組の実行に努め、食の安全の確保を図っていただくとともに、県が様々な取組を展開していることを、先ほど平児先生のお話にも消費者への周知、教育といった話がありましたが、広く県民の方に知っていただかなければならないと思います。また、冒頭に申し上げましたとおり、共通の正しい情報を共有しなければいけない、先ほどのお話のように、サプライヤーに情報を一生懸命提供しても消費者の方の理解がなかなか進んでいない、ずれがあって起きている問題もあるかと思います。こういった会議に参加されている委員の方々にも、是非周りの方に周知していただけたらと思いますし、それが全体に広がっていけば、安心に繋がっていくんじゃないかと思います。そのためにはここにいる皆様で協力していかなければいけないと思っています。今後とも御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは進行を事務局にお返しします。

○ 大橋課長補佐（生活衛生課）

廣井会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、今後とも県の食の安全・安心推進事業に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、本日の会議の内容につきましては、事務局が作成したものを、事前に発言者の方に御確認いただき、県のホームページ上で公開することとしておりますので、事務局から連絡があった場合には、御協力くださるようお願いいたします。

では、これをもちまして、2025年度愛知県食の安全・安心推進協議会を終了させていただきます。なお、今後も暑い日が続くと予想されております。食品衛生とともに熱中症にも十分に注意してお過ごしいただきますようお願いいたします。本日は、お忙しい中ありがとうございました。